

## 高齢者民間緊急通報システムのご案内

### 【事業内容】

自宅内で、体調が急変するなどの緊急時に、通報装置やペンダントのボタンを押したとき、または、センサーが異常を感知したときに、民間緊急通報システム事業者のコールセンターに通報が入ります。24時間体制でコールセンターに待機しているスタッフが状況に応じ、119番通報や緊急連絡先に指定されている方へ連絡します。

緊急時以外にも、健康・医療などについて相談することができます。

※センサーは必ずしも異常が発生してすぐに通報が入るものではありません。

※センサー設置場所としては、リビングなど滞在時間が長い場所を選びます。

※介護・介助（トイレ・入浴などの介助、転倒時の起き上がり介助、日常生活でのベッドへの移動等）を目的に通報することはできません。

### 【対象者】

- ① 65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみ世帯
- ② 日中独居世帯 ※週5日以上、かつ通勤時間を含む1日8時間以上就労している方がいる世帯。（対象者を除く世帯員全員分の就労証明書が必要です。）

### 【月額費用負担】

生活保護受給世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯	0円
住民税非課税世帯	400円
住民税課税世帯	1,400円

※上記費用は口座振替にてお支払いただきます。支払いを怠った場合は、利用取消しとなります。

※機器は給付ではなく貸与となるので、紛失または故意による破損があった際は、上記費用に加え機器代を請求させていただきます。

## 申請書を記入する前に必ず下記事項をご確認ください

### ①使用している電話について

システムのご利用には電話をお持ちであることが必須です。固定電話を持っている方は、固定電話型の機器設置の対象となりますが、下記に該当する固定電話や携帯電話のみをお持ちの方は、固定電話型を使用できないため、固定電話不要型の機器を設置します。

【固定電話不要型の設置対象となる電話回線一覧】

ISDN・INS、ビジネスホン、共同電話、ピンク電話、フュージョン・コミュニケーションズ、KDDI ホームプラス電話（VoLTE）、ADSL（Yahoo BB）、ソフトバンク おうちのでんわ、東京ガス（マイツーカー）※マイツーカーでもPHSタイプは利用可能

※電話回線は使用電話料金の請求書または領収書等の発行元を見て確認してください。

（裏面もあります）

## ②高齢者民間緊急通報システム機器設置について（賃貸住宅にお住まいの場合）

民間の賃貸住宅等にお住まいの方は、機器設置承諾書（別紙）による家主・管理人等の承諾が必要です。所有者又は管理会社にお問合せください。

UR賃貸・区営住宅の場合は承諾書の提出は必要ありません。下記の住宅の場合は承諾書の提出は必要ありませんが、設置について事前に下記連絡先へご連絡お願いいたします。

【都民住宅の場合】 JKK 東京お客様センター（☎0570-03-0071）

【住宅供給公社の場合】 住宅供給公社お客様センター（☎0570-03-0031）

上記連絡先へお問合わせの上、模様替え申請等、許可申請が必要かご確認ください。

≪機器設置に関して≫

センサーの送信機等を壁にネジで固定します。

## ③鍵の保管について

緊急通報があった場合は、委託事業者がご自宅へ行き、安否確認を行います。

そのため、委託事業者に鍵を預けていただく必要があります。

## ④設置までの流れ

システムの決定通知書と共に設置までの流れについての書類を長寿社会推進課高齢者相談係から郵送させていただきます。

### 【お問い合わせ】

長寿社会推進課高齢者相談係（03-3579-2464）

### 【お申し込み窓口】

名 称	住 所	電 話 番 号
長寿社会推進課高齢者相談係	板橋区板橋2-66-1 板橋区役所北館2階	03-3579-2464
おとしより保健福祉センター	板橋区前野町4-16-1	03-5970-1119
おとしより相談センター （地域包括支援センター）	住所地により担当が変わりますので、長寿社会推進課高齢者相談係までお問い合わせください。	